倫理規程

（目的）

第1条　本規程は、特定非営利活動法人こどもの里（以下「当団体」という。）の定款第３条に定める目的に従い、その事業運営において、こども、保護者及び関係機関に対する責務を果たすため、遵守すべき倫理その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（社会的責任）

第2条　当団体並びにその役員及び従業員（以下「役員等」という。）は、自らがこどもの福祉及び権利擁護に寄与する役割を担い、かつ責務を負う主体であることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第3条　当団体及び役員等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持及び向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第4条　当団体及び役員等は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第5条　当団体及び役員等は、こどもの福祉及び権利擁護に関する国際規約、当団体に適用される法令、定款、内部規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2. 当団体は、反社会的勢力との取引を一切行ってはならない。
3. 役員等は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、コンプライアンス規程又は内部通報（ヘルプライン）規程に定める手続に則り、適切に対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第6条　役員等は、その職務や地位を、自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用してはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第7条　当団体は、役員の利益相反行為を防止するとともに、役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号の欠格事由に該当する者でないことを示すため、役員に必要な事項について自己申告させるとともに、情報公開規程に基づきこれを公開しなければならない。

（情報開示）

第8条　当団体は、事業活動に関する透明性を確保するため、情報公開規程に基づき、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第9条　当団体及び役員等は、業務上知り得た個人的な情報を保護し、その漏えい又は不適切な利用を防ぐために必要な措置を講じなければならない。

（連携）

第10条 当団体及び役員等は、地域の保護者、住民、教育機関、行政機関、社会福祉協議会その他の関係者が、こどもの権利擁護を共に支援する対等なパートナーであるとの認識を持ち、その効果的な連携に努めなければならない。

（自己研鑽）

第11条 役員等は、こどもの福祉及び権利擁護に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（規律遵守の確保）

第12条 当団体は、理事会、コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス委員会その他の会議体において、必要に応じて本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（改廃）

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。